平成２９年（フ）第６５４号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町２丁目95番地ドミールナカハタ101号
債務者　竹村　美紀
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３３号
愛知県半田市栄町２丁目112番地の６　アーバンハイツ栄101号
債務者　吉田美保子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６３号
名古屋市北区八代町２丁目118番地の２　サンハイツ八代205号、従前の住所名古屋市北区萩野通１丁目19番地の１　メゾン萩野1101号
債務者　星野　那月
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９７号
名古屋市天白区八幡山819番地の１　プレミール501号
債務者　**棚**橋智英子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２９号
神戸市兵庫区福原町３番22―202号、従前の住所神戸市兵庫区新開地３丁目４番19号　清水方
債務者　飯塚　文明
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０号
千葉県木更津市請西東３丁目８番地２　レオパレス　エース302
債務者　國吉真紀生
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２２号
千葉県松戸市常盤平３丁目27番地の２　常盤平セントラルハイツ２棟404号
債務者　田村　知子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９３号
千葉県流山市江戸川台東２丁目67番地
債務者　**荒**川　益子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９７号
千葉県我孫子市泉30番９号
債務者　山下　恭志
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９８号
千葉県我孫子市泉30番９号
債務者　山下美代子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１４号
千葉県鎌ケ谷市初富本町１丁目３番８―305号
債務者　佐瀬　美樹（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３２号
千葉県柏市花野井1035番地25　テラスロイヤルＡ―１号
債務者　**菅**野　麻里（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３３号
沖縄県南城市佐敷字津波古945番地１　メゾンサミット101号
債務者　小橋川忠史
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目10番１―603号　県営市街地住宅
債務者　小橋川重範
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７７６号
名古屋市緑区池上台３丁目28番地　グリーンハイツ万場山101号
債務者　森川　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４７号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目265番地１　コーポラス首里１―301
債務者　中谷とも子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部